

令和8年度（2026年度）宝塚市がん等検診個別勧奨事業

問い合わせ先：宝塚市立健康センター 0797-86-0056

1 発送日・・・令和8年6月12日

2 無料クーポン券対象者は、下記の生年月日に該当する方です。

※年齢は、令和8年（2026年）4月1日時点です。

※集団健診は、検診最終日まで利用可能です。

(1) 子宮頸がん検診

有効期限:R9.3.9

30歳・35歳の女性市民の方

年齢	生年月日								
30歳	平成	7年(1995年)	4月2日	～	平成	8年(1996年)	4月1日
35歳	平成	2年(1990年)	4月2日	～	平成	3年(1991年)	4月1日

(2) 乳がん検診

有効期限:R9.3.9

40歳・45歳・50歳・55歳の女性市民の方

年齢	生年月日								
40歳	昭和	60年(1985年)	4月2日	～	昭和	61年(1986年)	4月1日
45歳	昭和	55年(1980年)	4月2日	～	昭和	56年(1981年)	4月1日
50歳	昭和	50年(1975年)	4月2日	～	昭和	51年(1976年)	4月1日
55歳	昭和	45年(1970年)	4月2日	～	昭和	46年(1971年)	4月1日

(3) 肝炎ウイルス検診

有効期限:R9.2.28

40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳のうち、過去に受診歴が無い市民の方

年齢	生年月日								
40歳	昭和	60年(1985年)	4月2日	～	昭和	61年(1986年)	4月1日
45歳	昭和	55年(1980年)	4月2日	～	昭和	56年(1981年)	4月1日
50歳	昭和	50年(1975年)	4月2日	～	昭和	51年(1976年)	4月1日
55歳	昭和	45年(1970年)	4月2日	～	昭和	46年(1971年)	4月1日
60歳	昭和	40年(1965年)	4月2日	～	昭和	41年(1966年)	4月1日
65歳	昭和	35年(1960年)	4月2日	～	昭和	36年(1961年)	4月1日

Q 受診時には、無料クーポン券だけを持って行けばいいですか。

- A クーポン券と一緒に、本人確認ができるもの（マイナンバーカード等）をお持ちください。
なお、クーポン券を忘れると有料になりますので、ご注意ください。

Q 無料クーポン券が届く前(4～6月中)に、お金を払って受診しました。

- A 宝塚市の検診として受診されている場合、市から還付申請書を送ります（2カ月ほどかかります）
ご返送後、書類に不備がなければ1か月半ほどで指定の口座に振り込みます。

Q 届いた無料クーポン券を忘れて、お金を払って受診しました。

- A 令和9年2月末までは、還付が可能です。市のホームページから還付申請書をプリントアウトして、
必要事項を記入のうえ、クーポン券と一緒に宝塚市立健康センターへご送付ください。
(印刷が難しい方は、宝塚市立健康センターへお電話ください)

Q 知り合いや家族のところには、無料クーポン券が届きません。

Q 今年は都合が悪いので、来年受診したいのですが。

- A 無料クーポン券は対象となる年齢等が決まっており、条件を満たす方に送付していますので、
券面に記載されている方のみ、有効期限までの間で使用することができます。
また、市で実施している検診は通常よりも低料金で受診できますので、どうぞご利用ください。

子宮頸がん検診（1年度に1回）：20歳以上1,000円

乳がん検診（2年度に1回）：実施医療機関 40歳代2,500円、50歳以上1,800円

市立健康センター 1,500円

肝炎ウイルス検診（一生に1回）：40歳以上：実施医療機関1,200円、市立健康センター800円

Q 昨年度に乳がん検診を受けていますが、今年度は無料クーポン券が届きました。

- A 乳がん検診は2年度に1回の受診が推奨されていますが、無料クーポン券の届いた年のみ、昨年度と連続
になっても受診していただくことができます。ただし、来年度は受診できませんのでご注意ください。

※ ①昨年度は自己負担金を払って市の検診を受診し、今年度は無料クーポン券で受診された場合
→来年度は、市の検診は受診できません（自己負担金を払ってでの受診もできません）

②今年度受診されなかった場合→来年度の市の検診は有料となります（クーポン券は使えません）

Q 無料クーポン券を紛失しました。

Q 最近転入届を出したので、クーポン券がありません。

A 再発行します。転入の方も、宝塚市のクーポン対象年齢であれば新規に発行しますので、宝塚市立健康センターへお電話ください。

Q 前に住んでいた市から送られてきたクーポン券で、宝塚市の検診を受けられますか。

A 各自治体で実施している事業ですので、他市のクーポン券は、宝塚市では使えません。

Q 宝塚市から無料クーポン券が送られてきましたが、現在は他市に転出しています。

A 異動日当日まで宝塚市のクーポン券は利用できなくなりますので、破棄してください。がん検診の受診方法や無料クーポン券のような事業をされているか、対象年齢にあたるかどうかなどは、新しいお住まいのがん検診担当窓口にお問い合わせください。

Q 宝塚市の無料クーポン券で、他市の医療機関でも受診できますか。

A 他市では受診できません。
宝塚市が委託している、宝塚市内の検診実施医療機関で受診してください。

Q 宝塚市の国保に加入しており、昨年度も国保で受診しました。

A 今年度は、無料クーポン券で受診していただけます。（生保・非課税世帯の方も同様です）

Q “建設国保”に加入しています。

A 届いた無料クーポン券は、宝塚市民の対象の方にお送りしていますので、ご利用ください。
各医療機関は、宝塚市の健診・検診以外にも、他市や企業の健診・検診なども受託していますので、宝塚市国保でない国保や他市、企業等が実施されている検診については、実施元の方にご確認ください。

Q 会社の検診や人間ドックのオプションなど、任意の検診を無料クーポン券で受診できますか。

A できません。宝塚市が実施している「がん検診、肝炎ウイルス検診」のみが対象です。

Q 今回は対象ではありませんが、来年度以降にクーポン券が届くことはありますか。

A この事業の、来年度以降の継続・内容については未定です。